川崎市上下水道局渴水対策本部設置要綱

(昭和62年6月29日62川水総庶第199号)

(目的)

第1条 この要綱は、本市の主たる水源である相模川及び酒匂川水系において 、渇水の長期化が予想され、かつ渇水が進行して、需要者に及ぼす影響が大 きいと予測される場合には上下水道局に渇水対策本部(以下「本部」という 。)を設置し、円滑な渇水対策を実施することについて、必要な事項を定め るものとする。

(本部の設置時期)

第2条 本部を設置する時期は、前条に定める水源を共有する関係水道事業体 の動向を勘案して、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が決定 する。

(組織等)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、管理者をもって充てる。
- 3 副本部長は、担当理事、経営戦略・危機管理室長、総務部長、サービス推 進部長、水道部長及び水管理センター所長をもって充てる。
- 4 本部員は、総務部担当部長(財務担当)、下水道部長及び下水道部担当部 長(下水道施設担当)をもって充てる。
- 5 本部長は、本部の事務を統括し、副本部長及び本部員並びにその他の職員 を指揮監督する。
- 6 副本部長は、本部長の命を受け、相互に必要な協力体制を組み、別表に定 める分担業務を掌理するとともに、本部長に事故あるときは、本部長があら かじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

- 第4条 本部に本部会議を置き、本部長が必要に応じて招集する。
- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名したものをもって構成し、渇水対策について必要な事項を審議する。
- 3 本部会議の事務局は、経営戦略・危機管理室が担当する。 (本部を設置しない場合の措置)
- 第5条 第1条及び第2条の規定により本部を設置するまでの間、管理者は、 この要綱を準用し、会議を開催し、諸対策を講ずることができる。なお、本 部を設置するまでに至らなかった場合においても同様とする。
- 2 前項に規定する会議等の事務局は、水運用センターが担当し、その結果は 、逐一経営戦略・危機管理室に書面をもって報告するものとする。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、川崎市上下水道局事務 分掌規程(昭和56年水道局規程第9号)等の定めるところによる。

附則

この要綱は、昭和62年6月29日から施行する。

附 則(平成10年3月31日9川水総庶第315号)

この改正要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日11川水総庶第286号)

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日13川水総庶第419号)

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日14川水総庶第370号)

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日16川水総庶第579号)

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日18川水総庶第649号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日20川水総総第2216号)

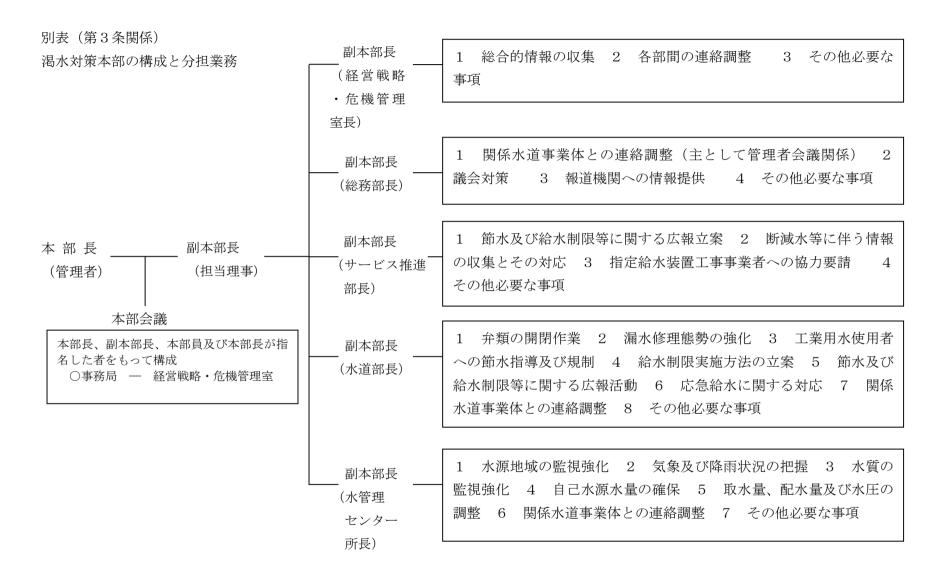
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



※ 副本部長がそれぞれ掌握する分担業務は、川崎市上下水道局事務分掌規程等に定める各部(部に相当するセンター、所及び場を含む。)の課、 センター、所及び場が当たる。